様式第１（第４条の２（第４条）関係）

再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書
（再生可能エネルギー発電事業計画提出書）
（１０ｋW未満、１０ｋW以上５０ｋW未満の太陽光発電及び市場取引等による供給事業を除く）

年　　月　　日

経済産業大臣（広域的運営推進機関）　殿

申請者（提出者）　　住　所　（〒　　－　　）
（注１）

氏　名

（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名）
電話番号　（　　）　　－

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第９条第１項（第６条）の規定に基づき、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けたい（法第７条第２項の規定に基づく入札に参加したい）ので、次のとおり申請（提出）します。

再生可能エネルギー発電事業計画　　第１表による

申請事業計画使用燃料一覧　第２表による（バイオマス発電設備の場合）

担当経済産業局（注２）　＿＿＿

第１表　再生可能エネルギー発電事業計画

<table>
<tr><td colspan="5">事　業　計　画　内　容</td><td>備　考</td></tr>
<tr><td colspan="3">事業者名（注３）</td><td colspan="2"></td><td>□地方税法第七十二条の四に規定する法人</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">課税事業者の該否（注４）</td><td>□課税事業者に該当する
（消費税を申告・納付されている方）</td><td>□インボイス発行事業者に該当する
（登録年月日）
年　月　日</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">□課税事業者に該当しない
（消費税を申告・納付されていない方）</td></tr>
<tr><td colspan="3">法人番号／
インボイス発行事業者の登録番号（注５）</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">法人の代表者氏名
（注３）</td><td>役職</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">法人の役員氏名
（注６）</td><td>役職</td><td colspan="2"></td><td rowspan="6">□別紙あり</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>役職</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>役職</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">密接関係者（注７）</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">事業者の住所（注３）</td><td colspan="2">（〒　－　）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">発電設備の区分（注８）</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5"></td><td rowspan="5">既設設備の更新
（注９）</td><td rowspan="4">□　有</td><td>既設設備ＩＤ</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>既設設備の
出力（ｋＷ）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>既設設備の
名称</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>既設設備の
設置場所</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">□　無</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">発電設備の出力（ｋＷ）
（注１０）</td><td colspan="2"></td><td>□環境影響評価法に基づく環境影響評価の手続を実施中
□条例に基づく環境影響評価の手続を実施中</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>最大受電電力（ｋW）
（注１１）</td><td colspan="6">□　発電側託送供給料金の支払者</td><td></td></tr>
<tr><td>発電設備の名称</td><td colspan="6"></td><td></td></tr>
<tr><td>発電設備の設置場所
（注１２）</td><td colspan="6">（〒　　－　　）</td><td>□別紙あり</td></tr>
<tr><td>事業区域の面積（㎡）</td><td colspan="6"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">太陽光発電設備の設置形態</td><td rowspan="2">□屋根設置

（□既設の建物等
□建設中・予定の建物等）</td><td>建物の所有</td><td colspan="3">□　事業者が所有
□　事業者以外が所有
□　事業者が事業者以外と共有</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>建物の種類</td><td colspan="3">□　共同住宅
□　事務所、工場、店舗
□　学校、公共施設
□　その他（　　）</td></tr>
<tr><td>□地上設置

（□野立て
□営農型
□水上）</td><td>土地の所有</td><td colspan="3">□　事業者が所有
□　事業者以外が所有
□　事業者が事業者以外と共有</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">太陽電池に係る事項
（注１３）</td><td>製造事業者名</td><td colspan="4"></td><td></td></tr>
<tr><td>種類</td><td colspan="4"></td><td></td></tr>
<tr><td>変換効率</td><td colspan="4"></td><td>□除外事項該当性</td></tr>
<tr><td>型式番号</td><td colspan="4"></td><td>□別紙あり</td></tr>
<tr><td>枚数（枚）</td><td colspan="4"></td><td></td></tr>
<tr><td>合計出力
（ｋW）</td><td colspan="4"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">風車に係る事項
（注１４）</td><td>製造事業者名</td><td colspan="4"></td><td></td></tr>
<tr><td>型式番号</td><td colspan="4"></td><td>□別紙あり</td></tr>
<tr><td>配線方法（注１５）</td><td colspan="6"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">自家発電設備等の設置の有無
（注１６）</td><td rowspan="2">□　有</td><td rowspan="2">自家発電設備等の種類</td><td rowspan="2">□　蓄電池</td><td rowspan="2">蓄電池の位置</td><td>□　PCSより発電設備側</td><td>区分計量の可否</td><td>□可

□不可</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">□　PCSより系統側</td></tr>
</table>

			□　その他（　　）	
	□　無			
電気事業者への電気供給量の計測方法（注１７）				
系統接続に係る事項（注１８）	接続契約締結日		年　月　日	
	接続契約締結先			
	工事費負担金（円[税抜き]）			
更新に係る事項（注１９）	接続枠の継承（注２０）		□　有　□　無	
	電源線の継承		□　有　□　無	
事業実施工程（注２１）	設置工事開始予定日		年　月　日	
	系統連系予定日		年　月　日	
	運転開始予定日		年　月　日	□運転開始済み
	設備廃止予定日		年　月　日	
保守点検責任者	法人名（法人の場合）			
	責任者氏名			
	所属・役職（法人の場合）			
	電話番号			
	法人番号（法人の場合）			
保守点検及び維持管理計画（注２２）	別紙のとおり			
保守点検及び維持管理費用総額（円[税抜き]）（注２３）				
解体等に要する費用（注２４）	□外部積立て（法第１５条の１２から第１５条の１６までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。以下同じ。） □内部積立て（法第１５条の１７に基づき、内部積立金を積み立てる場合等をいう。以下同じ。）（詳細は、別添「内部積立てに係る事項」記載のとおり。）			□「内部積立てに係る事項」の添付あり
廃棄等費用（注２５）	総額（円[税抜き]）			
	算定方法			
	積立開始時期		年　月	
	積立終了時期		年　月	

	毎月積立金額（円[税抜き]）		
補助金の受給額（円） （注２６）			
選択する地域活用要件 （地域活用要件が求められる場合のみ記入） （（１）自家消費型・地域消費型の①～③又は（２）地域一体型の①～③の６つのうちいずれか１つを選択。）	（１）自家消費型・地域消費型		
	□ ①当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも３０％について、当該発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。		
	□ ②当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給し、かつ、当該供給の相手方である小売電気事業者又は登録特定送配電事業者が、小売供給する電気量の５０％を当該発電設備が所在する都道府県内に供給するものであること。また、当該供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。		
	□ ③当該発電設備において使用する熱については、当該発電設備を用いて得られた熱をもって充てる構造であること。かつ、当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも１０％について、当該発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。		
	（２）地域一体型		
	□ ①当該申請に係る発電事業を行おうとする者と当該発電設備が所在する地方公共団体との間で、災害その他非常の場合においても当該地方公共団体に所在する需要設備に対して当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気又は当該発電設備を用いて得られる再生可能エネルギー熱を供給することが合意されているものであること。		
	□ ②当該申請に係る発電事業を行おうとする者が、当該発電設備が所在する地方公共団体であること、又は、当該地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものの出資をしている一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社であること。		
	□ ③当該発電設備が所在する地方公共団体が事業を実施又は当該地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものの出資をしている小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対して、当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー特定卸供給により供給すること。		
自家消費・地域消費等計画 （注２７）	当該発電設備における 発電電力量の見込み	ｋＷｈ/年	
	自家消費等の量の見込み	ｋＷｈ/年	
	自家消費等の用途		
	自家消費等の比率	%	
	特定供給の有無 （注２８）	□ 有 □ 無	

遵守事項（注２９）	事業計画策定ガイドライン、廃棄等費用積立ガイドライン並びに説明会及び事前周知措置実施ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注３０）	□
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	□
	特段の理由がないのに当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて既に発電を開始しているものでないこと。	□
	電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。	□
	運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。	□
	発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。【２０ｋW未満の太陽光発電設備を除く】（注３１）	□
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	□
	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。（注３２）	□
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	□
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	□
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	□
	認定申請時に建築物の工事が完了していない場合は、運転開始までに、検査済証の写し、建物の登記事項証明書及び工事計画（変更）届出書の写し（対象となる規模に限る。）を提出すること。また、運転開始までに、使用前自己確認結果届出書の写し（対象となる規模に限る。）及び太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真を提出すること。【屋根設置太陽光発電設備の場合のみ】	□
	発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電設備の場合のみ】	□

	書類の種類	書類名	備考
添付書類	①住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本のいずれか（法人にあっては、法人登記簿謄本）（注３３）		
	②印鑑証明書（注３３）		
	③発電設備の設置場所に係る登記簿謄本（注３３）		
	④土地の取得を証する書類等（注３４）		
	⑤建物所有者の同意書（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３５）		
	⑥検査済証の写し（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３６）（注３７）		
	⑦建物の登記事項証明書（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３６）		
	⑧工事計画届出書又は使用前自己確認結果届出書の写し（屋根		

	設置太陽光発電設備のみ）（注３８）		
	⑨太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す図面及び写真(屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３９）		
	⑩発電設備の内容を証する書類（注４０）		
	⑪構造図（注３１）（注３２） （注４１）		
	⑫配線図(単線結線図)（注４０）（注４２）		
	⑬接続の同意を証する書類の写し		
	⑭最大受電電力を証する書類（注４３）		
	⑮事業実施体制図 （注４４）		
	⑯関係法令手続状況報告書（注４５）		
	⑰森林法の許可の取得状況を示す書類(許可取得が必要な場合)（注４５）		
	⑱宅地造成及び特定盛土等規制法の許可の取得状況を示す書類(許可取得が必要な場合）（注４５）		
	⑲砂防法の処分に係る状況を示す書類(処分が必要な場合）（注４５）		
	⑳地すべり等防止法の許可の取得状況を示す書類(許可取得が必要な場合）（注４５）		
	㉑急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の許可の取得状況を示す書類(許可取得が必要な場合)（注４５）		
	㉒再エネ発電事業の実施場所の敷地境界線からの水平距離の範囲が確認できる地図等（注４６）		
	㉓周辺地域の住民の範囲について市町村に事前相談を行った際の書類及び当該市町村の意見に係る書類（注４６）		
	㉔説明会の開催案内又は事前周知措置を実施した際の配布書類又は回覧板、自治体		

	公報若しくは自治体広報誌へ掲載した書類（注４６）（注４７）		
	㉕説明会の開催案内を実施した周辺地域の住民の範囲が分かる書類（注４６）		
	㉖説明会における配布資料（注４６）		
	㉗説明会の出席者名簿又は事前周知措置を実施した対象の範囲が分かる書類（注４６）（注４７）		
	㉘説明会の議事録（注４６）		
	㉙説明会の開催後又は事前周知措置の実施後に受け付けた質問等及び当該質問に対する回答（注４６）（注４７）		
	㉚説明会概要報告書又は事前周知措置概要報告書（注４６）（注４７）		
	㉛再生可能エネルギー発電事業における燃料（原料）調達及び使用計画書（バイオマス発電設備のみ）（注４８）		
	㉜再生可能エネルギー発電事業における地熱資源等モニタリング計画書（地熱発電設備のみ）（注４９）		
	㉝補助金確定通知書（注５０）		
	㉞発電設備の所在する都道府県内に小売供給の５割を供給する小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対し、当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給することを証するもの、又は誓約するもの		
	㉟再生可能エネルギー電気特定卸供給の相手方である小売電気事業者又は登録特定送配電事業者の各都道府県内への供給状況を証するもの		
	㊱当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備が所在する地方公共団体内に、		

	災害その他の非常の場合を含む電気又は熱の一部を供給することを当該地方公共団体と協議し、その同意を得たことを証するもの		
	㊲地方公共団体の出資を証するもの		
	㊳その他１		
	㊴その他２		
	㊵その他３（注５１）		

第２表 申請事業計画使用燃料一覧（バイオマス発電設備の場合に記載）

燃料区分（注５２）	燃料名（注５３）	バイオマス比率（%）（注５４）	バイオマス比率考慮後出力（ｋW）（注５５）	備考
A				
	計			
B				
	計			
C				
	計			
D				
	計			
E				
	計			
G				
	計			
バイオマス合計				
F				
	非バイオマス合計			

ライフサイクルＧＨＧ算定値（注５６）	g-CO2eq/MJ-電力 （　燃料名　：　）
ライフサイクルＧＨＧ燃料輸送距離（注５７）	km （　燃料名　：　）

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
（注２）　申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
　Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、
　Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、
　Ｉ：内閣府沖縄総合事務局
（注３）　申請者（提出者）と同じ場合は、「申請者（提出者）と同じ」と記載することでも良い。
（注４）　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある事業者であって、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でない場合には、「課税事業者に該当する」の方にチェックをすること。その上で、「課税事業者に該当する」場合には、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）としての登録を受けた事業者に該当することを確認の上、チェックをすること。
（注５）　法人番号がある場合には法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）である場合にはその登録番号を記載すること。その際、法人番号については、国税庁から指定・通知される１３桁の法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録番号については、「Ｔ」（ローマ字）を除いた１３桁の数字を記載すること。
（注６）　再生可能エネルギー発電事業に係る業務を執行する社員（会社法第５９１条に規定する「業務を執行する社員」のことであり、いわゆる従業員とは異なる。）、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し当該業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。該当する者がいない場合は「なし」と記載すること。なお、項目欄が不足する場合、項目欄分は申請書に記載した上で、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。
（注７）　事業実施体制図の記載事項に含めて提出すること。
（注８）　発電設備の区分は次の表に掲げる記号にて記載すること。

記号	発電設備	出力
A	太陽光発電設備	50kW以上250kW未満
	太陽光発電設備	250kW以上
8	屋根設置太陽光発電設備	10kW以上
D	風力発電設備（陸上風力）	50kW未満
	風力発電設備（陸上風力）	50kW以上
	風力発電設備（陸上風力リプレース）	－
U	風力発電設備（着床式洋上風力）	－
2	風力発電設備（浮体式洋上風力）	－
K	地熱発電設備	15,000kW未満
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW未満
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW未満
L	地熱発電設備	15,000kW以上
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW以上
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW以上
E	水力発電設備	200kW未満
V	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW未満
I	水力発電設備	200kW以上1,000kW未満
X	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW以上1,000kW未満
J	水力発電設備	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備	5,000kW以上30,000kW未満
Y	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	5,000kW以上30,000kW未満
M	バイオマス発電設備（メタン発酵ガス化発電（バイオマス由来））	－
1	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW未満
N	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW以上

3	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料）	10,000kW未満
Q	バイオマス発電設備（建設資材廃棄物）	－
R	バイオマス発電設備（一般廃棄物その他バイオマス）	－

なお、複数の発電設備を設置する場合は、それぞれの発電設備からの電気の供給量が個別に計測できる場合は、それぞれ個別に認定申請することとし、個別に計測できない場合は、申請時点において調達価格の一番安い価格区分の記号を記載すること。また、複数のバイオマス燃料を使用する場合は、最も使用量（発熱量）の多い燃料を使用するバイオマス区分記号を記載すること。

（注９）　風力発電設備（洋上風力発電設備を除く。）、地熱発電設備又は水力発電設備について、既設設備を更新し、更新後の発電設備（以下「リプレース発電設備」という。）について認定申請を行う場合は「有」、新設設備について認定申請を行う場合は「無」のボックスにチェックを付すこと。また、既に法第９条第４項の認定を受けている発電設備又はＲＰＳ設備（法附則第４条の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される法附則第３条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第９条第１項の規定により認定を受けた新エネルギー等を電気に変換する設備をいう。）を更新するリプレース発電設備について認定申請する場合には、既設設備（更新前の発電設備）の設備ＩＤを記載すること。上記以外の発電設備に関しては発電設備の名称を記載すること。

（注１０）発電設備の出力は、当該申請（提出）に係る発電設備の定格発電出力を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。なお、出力が１０ｋW未満となる場合は様式第２、１０ｋW以上５０ｋW未満となる場合は様式第１の２により申請すること。

（注１１）発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者が一般送配電事業者との協議により設定する設備上利用できる電力の最大値を記載すること。

（注１２）全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。

（注１３）太陽光発電設備についてのみ記載し、太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」を記載すること。

太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。

Ａ１：単結晶のシリコンを用いた太陽電池
Ａ２：多結晶のシリコンを用いた太陽電池
Ｂ：薄膜半導体を用いた太陽電池
Ｃ：化合物半導体を用いた太陽電池

変換効率は実効変換効率を記載すること。太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。

太陽電池の合計出力は小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。

（注１４）一基当たりの出力が２０ｋW未満の風力発電設備を使用する場合に記載すること。風車の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」及び「型式番号」を記載すること。

（注１５）配線方法は、次の記号にて記載すること。

太陽光発電設備の場合

Ｚ：全量配線
Ｙ：余剰配線

太陽光発電設備以外の場合

Ａ：１の需要場所に１引込の配線とする。
Ｂ：１の需要場所を２つの需要場所に分割し、需要場所ごとに１引込の配線とする。
Ｃ：電気事業法施行規則第３条第３項の規定により、１の需要場所に複数の引込の配線とする。

（注１６）自家発電設備等の設置の有無を記載すること。蓄電池を設置する場合は、蓄電池の位置及び区分計量の可否も該当するボックスにチェックを付すこと。

（注１７）電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する方法を記載すること。なお、複数の電力量計を用いる場合など特殊な計量方法である場合は、計量方法が具体的に分かる書類を添付すること。

（注１８）当該申請（提出）に係る発電設備についての接続の同意を証する書類のとおりに正確に記載すること。

（注１９）風力発電設備（洋上風力発電設備を除く。）又は地熱発電設備であって、リプレース発電設備であるものは、「接続枠の継承」及び「電源線の継承」の項目におけるボックスのうち該当する方にチェックを付すこと。

（注２０）接続枠とは、電力系統において確保されている送電に係る容量のことをいう。

（注２１）運転開始済みの場合、備考欄の「運転開始済み」のボックスにチェックを付して、運転開始予定日の欄に運転開始年月日を記載すること。

（注２２）保守点検及び維持管理計画（点検内容及び実施スケジュール等）について、別紙として作成し、添

付すること。
（注２３）調達期間において必要となる保守点検及び維持管理費用の見込みについて記載すること。
（注２４）太陽光発電設備又は風力発電設備（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成３０年法律第８９号。以下「海洋再生可能エネルギー整備法」という。）第１６条第２項第１０号に規定する選定事業者が提出した同法第１７条第１項に規定する公募占用計画に係るものを除く。）の場合は、外部積立てか内部積立てかを選択し、内部積立てによる積立てを行うことを希望する場合は「内部積立てに係る事項」を添付すること。なお、内部積立てを選択した場合でも、内部積立ての要件を満たさない場合には、外部積立てを行うものとして認定される。
（注２５）風力発電設備（海洋再生可能エネルギー整備法第１６条第２項第１０号に規定する選定事業者が提出した同法第１７条第１項に規定する公募占用計画に係るものに限る。）、水力発電設備、地熱発電設備又はバイオマス発電設備の場合は、事業が終了した時点で必要となる、解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理にかかる費用について記載すること。
（注２６）発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けている場合は、補助金額確定通知書に記載されている受給額を記載すること。
（注２７）発電設備の設置場所を含む一の需要場所における自家消費や特定供給を自家消費等という。
（注２８）特定供給とは、電気事業法第２７条の３３第１項に基づく許可を受けた者による当該許可に係る電気の供給をいう。
（注２９）右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。
（注３０）事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
（注３１）標識の掲示場所を構造図内で指し示すこと。
（注３２）当該申請（提出）に係る発電設備の周囲に柵塀がある又は設ける場合には、構造図内で指し示すこと。
（注３３）公的機関の発行する書類については、申請（提出）日より３ヶ月前から当該申請（提出）日までの間に発行された原本に限る。
（注３４）登記簿謄本上の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は、添付すること。
（注３５）建物所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は、添付すること。
（注３６）申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。
（注３７）検査済証を保有していない者は、完了検査の日付、検査済証の交付者、番号及び交付年月日が記載された処分等の概要書又は台帳記載事項証明の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。また、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和３年農林水産省・国土交通省令第６号）第１条第１号に規定するＡ構造畜舎等として畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和３年法律第３４号）第３条第３項又は第４条第１項の認定を受けたものの屋根に設置する太陽光発電設備については、同法に基づく畜舎等利用計画の認定に係る通知書及び申請書（副本）の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。
（注３８）工事計画届出書の写しは、申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。使用前自己確認結果届出書の写しは、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
（注３９）写真については、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
（注４０）発電設備の計画仕様、定格及び構成、構造、外形を示す書類、図面又はそれに準じる書類（発電設備の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号又は番号を証する書類等）を添付すること。海外製品については、製造国が確認できる内容であること。太陽電池に関する仕様書は添付不要。
（注４１）当該申請（提出）に係る発電設備から産出された熱を利用する場合は、熱を供給する導管等を構造図内で指し示すこと。また、熱の量を計量する熱量計をフロー図内で指し示し、計量法に基づく温度計であることを示すこと。
（注４２）電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する電力量計を配線図内で指し示し、計量法に基づく特定計量器であることを示すこと。
（注４３）接続の同意を証する書類等、一般送配電事業者との契約に基づく最大受電電力が明確に分かる書類を添付すること。
（注４４）当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施のための事業体制（保守点検会社等の事業実施関連会社や、申請者（提出者）が法人である場合には密接関係者）を明らかにする書類を添付すること。
（注４５）当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために必要な関係法令の手続状況が分かる書類を添付すること。法第４条の２第２項第７号の２に掲げる森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律における許可等の処分（宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第８条第１項本文の許可を含む。）が必要な場合にあっては、当該許可等の処分を受けていることを示す書類をそれぞれ添付すること。
（注４６）説明会又は事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、説明会を開催した場合に添付すること。
（注４７）事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、事前周知措置を実施した場合に

添付すること。
（注４８）バイオマス発電に用いる燃料（メタン発酵ガス化発電の場合は原料）の種類や量、調達先等の調達計画及び当該燃料の使用計画を明らかにする書類を添付すること。
（注４９）地熱発電に用いる源泉等について継続的にモニタリング等を実施するなど、継続的かつ安定的に地熱発電を行うために必要な措置を講ずる計画になっていることが分かる書類を添付すること。
（注５０）発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けている場合は、補助金額確定通知書を添付すること。
（注５１）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。
（注５２）燃料区分名は次の記号のとおり。
Ａ：メタン発酵ガス
Ｂ：森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）
Ｃ：一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（製材等残材、輸入木材、農作物残さ等）
Ｄ：建設資材廃棄物
Ｅ：一般廃棄物その他バイオマス
Ｆ：その他（助燃剤等）
Ｇ：バイオマス液体燃料
（注５３）燃料名の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱を有する全ての燃料について具体的な燃料名を記載すること。Ａ：メタン発酵ガスについては、メタン発酵ガスの原料名も記載すること。
（注５４）バイオマス比率は小数第３位（小数第４位を四捨五入）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の比率を除いた合計を記載すること。
（注５５）バイオマス比率考慮後出力は発電設備の出力に燃料区分ごとのバイオマス比率を乗じて算出した出力を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の出力を除いた合計を記載すること。
（注５６）各燃料のうちライフサイクルGHG排出量が最大のものについてその値を記載すること。バイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の計算方法は、「FIT/FIP制度におけるライフサイクルGHG計算方法」を参照すること。また、ライフサイクルGHGの既定値については、「FIT/FIP制度におけるバイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の既定値について」を参照すること。
（注５７）メタン発酵ガス、建設資材廃棄物、一般廃棄物その他バイオマスについては、輸送距離が最長のものについて、その値を記載すること。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。